

会 議 録

会議の名称	第1回 枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会 枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会 枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会
開催日時	平成29年6月30日(金) 午後6時00分から 午後8時35分まで
開催場所	市役所別館4階 第3委員会室
出席者	会長：相模 太朗 委員 副会長：服部 純子 委員 委員：渥美 公秀 委員、小川 知子 委員、山本 順一 委員
欠席	なし
案件名	<p>【枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <p>(1) 会長、副会長の選任について</p> <p>(2) 委員会の運営について</p> <p>(3) 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定候補者選定について</p> <p>①枚方市立生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況及び施設の概要について</p> <p>②枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者募集要項、基本仕様書について</p> <p>③枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定基準について</p> <p>【枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <p>(1) 会長、副会長の選任について</p> <p>(2) 委員会の運営について</p> <p>(3) 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定候補者選定について</p> <p>①枚方市立生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況及び施設の概要について</p> <p>②枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者募集要項、基本仕様書について</p> <p>③枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定基準について</p> <p>【枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <p>(1) 会長、副会長の選任について</p> <p>(2) 委員会の運営について</p> <p>(3) 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定候補者選定について</p> <p>①枚方市立生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況及び施設の概要について</p> <p>②枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者募集要項、基本仕様書について</p> <p>③枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定基準について</p>

<p>提出された資料等の名称</p>	<p>【枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 諮問書 (写し) ・資料2 枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会委員名簿 ・資料3 枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び牧野生涯学習市民センター・牧野図書館の管理運営状況ならびに施設の概要について ・資料4 枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者募集要項 (案) ・資料5 枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び牧野生涯学習市民センター・牧野図書館管理運営業務基本仕様書 (案) ・資料6 蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び牧野生涯学習市民センター・牧野図書館 指定管理者選定基準 (案) <p>【枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 諮問書 (写し) ・資料2 枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会委員名簿 ・資料3 枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び菅原生涯学習市民センター・菅原図書館の管理運営状況ならびに施設の概要について ・資料4 枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び菅原生涯学習市民センター・菅原図書館指定管理者募集要項 (案) ・資料5 枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び菅原生涯学習市民センター・菅原図書館管理運営業務基本仕様書 (案) ・資料6 御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び菅原生涯学習市民センター・菅原図書館 指定管理者選定基準 (案) <p>【枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 諮問書 (写し) ・資料2 枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会委員名簿 ・資料3 枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び津田生涯学習市民センター・津田図書館の管理運営状況ならびに施設の概要について ・資料4 枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び津田生涯学習市民センター・津田図書館指定管理者募集要項 (案) ・資料5 枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び津田生涯学習市民センター・津田図書館管理運営業務基本仕様書 (案) ・資料6 楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び津田生涯学習市民センター・津田図書館 指定管理者選定基準 (案) <p>【 共 通 資 料 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料7 枚方市立生涯学習市民センター条例 ・資料8 枚方市立生涯学習市民センター条例施行規則 (今後、改正予定) ・資料9 枚方市立図書館条例 ・資料10 枚方市立図書館条例施行規則 (今後、改正予定) ・資料11 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(抜粋)/枚方市情報公開条例(抜粋) ・資料12 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例 ・資料13 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則 ・資料14 地方自治法(抜粋・第244条の2)
<p>決 定 事 項</p>	<p>【枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長に相模委員、副会長に服部委員を選任することを決定。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議は非公開。会議録は作成の上、本委員会答申後に公開することを決定。 ・ 枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者募集要項（案）については原案のとおり確定。枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理運営業務基本仕様書（案）については、「5. 関係法令等の遵守」の「【参考：主な関係法令一覧】」に「個人情報保護法」を追加の上、確定することを確認。 ・ 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定基準を決定 <p>【枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長に相模委員、副会長に服部委員を選任することを決定。 ・ 会議は非公開。会議録は作成の上、本委員会答申後に公開することを決定。 ・ 枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び菅原生涯学習市民センター・菅原図書館指定管理者募集要項（案）については原案のとおり確定。枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び菅原生涯学習市民センター・菅原図書館管理運営業務基本仕様書（案）については、「5. 関係法令等の遵守」の「【参考：主な関係法令一覧】」に「個人情報保護法」を追加の上、確定することを確認。 ・ 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定基準を決定 <p>【枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長に相模委員、副会長に服部委員を選任することを決定。 ・ 会議は非公開。会議録は作成の上、本委員会答申後に公開することを決定。 ・ 枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び津田生涯学習市民センター・津田図書館指定管理者募集要項（案）については原案のとおり確定。枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び津田生涯学習市民センター・津田図書館管理運営業務基本仕様書（案）については、「5. 関係法令等の遵守」の「【参考：主な関係法令一覧】」に「個人情報保護法」を追加の上、確定することを確認。 ・ 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定基準を決定
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公開
傍聴者の数	—
所管部署（事務局）	文化生涯学習室・中央図書館

(開会 午後6時)

【枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】

(事務局) ただいまから、第1回枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会を開会いたします。

本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきます。

まず、本日、本委員会に対し市長及び教育委員会から諮問書が提出されております。皆さんのお手元にも、紙ファイルの中に資料1としまして、その写しをお配りしております。

本委員会は、この諮問に応じまして、指定候補者の選定に関しまして調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。

なお、本委員会の諮問対象である「枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館」につきましては、生涯学習市民センターと図書館の複合施設を一つの指定管理者に一体的に管理運営を行わせようとするものでございます。

こうした複合施設は市内に6館ございますが、平成28年度から先行して指定管理を実施している2館に加えまして、今回新たに他の4館にも指定管理者制度の導入を行ってまいります。

こうしたことから、資料1の諮問書につきましても、生涯学習市民センターを所管する市長と、図書館を所管する教育委員会、それぞれから諮問しているものでございます。

本日を第1回といたしまして、答申までの全4回、御審議いただく予定をしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日の出席委員は5名で、全員の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立している旨、御報告いたします。

それでは次に、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、お手元の紙ファイルに綴らせていただいております。

まず最初に、本日の委員会の日程を記した紙が1枚、続きまして、資料1から資料14、続きまして、参考資料1、参考資料2でございます。それぞれ該当の資料番号をインデックスで表示しております。

また、紙ファイルとは別に、「指定管理者選定委員会の開催日程(案)」を、別途お配りしております。

過不足等ありましたら、その都度お申し出いただけたらと思います。

案件（1）会長、副会長の選任について

（事務局） それでは、案件を審議いただきしたいと思います。

まず、案件（1）会長、副会長の選任についてでございますが、本委員会には、本市条例の規定によりまして、委員の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっております。

事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例に倣いまして、法的、また、財務的な事項に御留意をいただきながら、各委員の豊富な知識、御経験によりまして、活発な議論をお願いしたいと考えております。そうした観点から、会長を弁護士の相模太郎委員に、副会長を税理士の服部純子委員をお願いしてはどうかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

（異議なし）

（事務局） 事務局といたしましては本日、この後に開催いたします2つの委員会につきましても同様に、会長を相模委員に、副会長を服部委員に、お務めいただいておりますけれども、皆さんいかがでしょうか。

（異議なし）

（事務局） それでは、会長に相模太郎委員を副会長に税理士の服部純子委員を選任いただくことを承認いただきました。

それでは、恐れ入りますが、相模太郎委員、服部純子委員は、会長席、それから副会長席のほうへ移動をお願いいたします。

（会長） ただいま、本選定委員会の会長に選任いただきました相模でございます。

会議の進行に当たりまして、皆様方の御理解と御協力を賜りますよう、お願いいたします。

（副会長） ただいま、本委員会の副会長に選任いただきました服部でございます。

相模会長を補佐し、会務の円滑な進行に努力いたしますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

（事務局） それでは、以降は会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（会長） それでは、委員会を進めてまいります。まず、本委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

（事務局） お手元の開催日程「指定管理者選定委員会の開催日程」をごらんください。

公募により選定をいただく本委員会につきましては、調査、審議を行っていただくため、4日間の日程で開催いただいております。

本日は、第1日目としまして、この後、**資料3**の施設の概要及び管理運営状況について、

資料4の募集要項（案）、**資料5**の仕様書（案）について説明をさせていただきます。こ

れらにつきましては、委員の皆様から御意見をいただいた上で、本市において最終決定を
してまいります。

続きまして、**資料6**の選定基準（案）についてでございますが、この選定基準は、募集
要項や、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様から申請団体を評価いただく際の基準
となるものでございます。これにつきましても本日、委員の皆様から御意見をいただいた
上で確定してまいりたいと考えております。

また、本日の委員会で募集要項等を御確認いただき、本市において内容を確定いたしま
すと、7月の5日水曜日からホームページ等で配布を行い、説明会、質疑応答などを経ま
して、8月1日火曜日から、応募書類の受付を行う予定となっております。

また第2回、次回の委員会では、申請団体から提出された事業計画書等の提案内容が、
本市が求める要求事項を満たしているかどうかを御確認いただくとともに、プレゼンテー
ションの実施方法について、御審議いただきたいと考えております。

第3回の委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第4回で採点結果
を御報告いただきまして、委員の皆様との合議の上、答申をいただきたいと考えておりま
す。

(会長) ただいま事務局から説明のありました内容について、委員の皆様から何か御質
問や御意見はございますか。

(意見等なし)

(会長) それでは「案件（2）委員会の運営について」を議題といたします。

事務局からの説明をお願いします。

案件（2）委員会の運営について

(事務局) それでは、お手元にお配りしております**資料11**枚方市審議会等の会議の公開
等に関する規程をご覧ください。

この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたもので
ございます。第3条でございますが、本市では、原則として、会議は公開するものとして
おります。ただし、その下に記載しております（1）から（3）のいずれかに該当する場合
は、会議を公開しないことができる旨を規定しております。

次のページ、第4条におきまして、会議を公開とするか非公開とするかの決定は、この
会議において決定いただく旨を規定しております。

事務局といたしましては、本委員会で議論いただく内容につきましては、この第3条の
（2）枚方市情報公開条例第6条の規定による非公開情報が含まれておるものと考えており
ます。意思形成過程情報を審議するものと考えており、会議を「公開しないことができる」
ものと考えております。

恐れ入りますが、資料の表面にお戻りください。

次に、会議録の作成についてでございますが、第7条第3項の次は3ページのほうにな

りますけれども、(1)号にありますように、審議の経過がわかるように、発言内容を明確に記録するものとされております。これは、委員の皆様の発言内容について、全文筆記、または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものです。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、A委員、B委員、C委員と表記させていただきます。どうかと考えております。

なお、事務局といたしましては、会議録につきましては事務局で作成し、全委員に御確認いただいた上で答申をいただいた後、「意思形成過程」ではなくなった段階で公開する取り扱いとしていただいております。

以上でございます。

(会長) ただいま、事務局から委員会の公開について説明がありましたけれども、委員の皆様から御質問とか御意見をお願いします。

(A委員) 情報公開制度に基づいて、いずれは開示請求があり得るものなので、話し合いの仕方というのを考えなくてはいけないし、この手の会議というのは、アメリカの場合には、オープンミーティングアクトというのは聞いていますので、公明正大な議論をするべきだと思いますので、今、事務局の話がありましたように、少なくとも開示請求があるということを十分に覚悟しながら、私たちとにかく微妙なポジションというか、少なくともこのメンバーに入ったという情報は、一定のどこから見られても大丈夫という審議の仕方をぜひとも会長と副会長にお願いしたい。

(会長) 具体的にどこをどうすべきということですか。

(A委員) だから、基本的にね、話し合うときに開示請求がかかりますよ、かかるかもしれないよ、というところですから、少なくとも開示請求かかったときに、よくやられるようにですね、黒塗りがいっぱいあってという形で出るのではなくて、少なくとも合理的に議論をしたというところから見えるような形で我々は議論したい。

(会長) はい。

(A委員) 基本的に公的情報なので、本来僕は秘するものとは思ってない。だけど、日本の行政風土からすると、案件が案件なので微妙なところがあるので、非公開でやりたいというのはわからないわけでもないの、皆さんがそうお決めになるのなら、それに従いますが、だけどプロセスそのものは、合理性といいますか、それなりにやるべきものだというふうに私は思っています。

(事務局) 記録につきましては、全文筆記、もしくは全文筆記に近い要約筆記とさせていただきます。後日公開ということにはなります。

(会長) ここでいう非公開というのは、市民の方を入れないということになるのですか。それで、内容というのは、今おっしゃったとおり全てオープンにするということですね。

(事務局) そうです。今後、公募して、これから事業者を決定していくという流れになりますので、公表すると公正な審議に支障が生じると考えられます。選定終了後に公開さ

せていただくということになります。

(会長) 意思形成過程途中で、情報がオープンになると、その意思形成の結果に影響を及ぼすのではないかとということで、その配慮からジャストオンタイムでは公開しないけれども、後で全文出すということになると思います。それでいかがでしょうか。

(A委員) それで一応いくのでいいと思うんですけども、あとは問題は意思形成過程だからというのは日本の行政文化ですけども、アメリカの場合、意思形成過程を見せますから、必ずしも、納得をするわけではないんですけども、日本の行政文化からすると、それはちょっと仕方がないのかなと思いますけども、アカウントビリティだけは、果たすべきだというふうに思います。

(会長) それでは、ほかに何か御意見ございますか。

(意見等なし)

(会長) それでは、お諮りいたします。

本件につきまして、委員会の会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公開とすると、このような取り扱いで、御異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) 異議なしと認めます。よって、本件につきましては、ただいま申し上げたとおりに決定いたします。

では、次の議題に移ります。委員会の提出資料の取り扱いについて、事務局の説明をお願いします。

(事務局) 委員会の提出資料の取り扱い、公開・非公開について、御説明いたします。事務局といたしましては、委員会の会議録と同様、委員会の提出資料につきましても、枚方市情報公開条例第6条の規定により非公開情報が含まれるもの、すなわち、「意思形成過程情報」に該当するものとして、答申をいただいた後に公開する取り扱いとしてはどうかと考えております。

資料のうち、委員名簿につきましては、情報公開を進める今日的状況から、本市では、公表している現状がございます。

つきましては、この委員名簿の取り扱いにつきましても、ここで御協議いただければと考えております。

(会長) ただいま、事務局から委員会資料の取り扱いに関する説明がありましたが、委員の皆さんから何か御意見、御質問ございますか。

(A委員) 委員名簿は出すのですか。

(会長) 私の意見なのですが、委員名簿につきましては、透明性確保の観点から、当然どなたが委員に就任されているのかわかるぐらいですね、具体的に申し上げますと、お名前と御職業等ぐらいは、公表してはどうかと御提案をさせていただきたいのですが、皆さんは御意見いかがでしょうか。

(意見等なし)

(会長) それでは、お諮りいたします。

委員会の提出資料などについては本委員会の答申後に公開することとして、ただ、委員名簿につきましても、氏名、職業について公表すると、これで異議ないということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) 御異議なしと認めます。本件につきましては、ただいま申し上げたとおりで決定いたします。

案件(3)① 蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況及び施設の概要について

次に、案件(3)の①枚方市立生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況及び施設の概要についてを議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) **資料3**枚方市立生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況及び施設の概要についてをごらんください。

蹉跎と牧野の2施設につきましては、平成28年4月から指定管理者による管理運営を始めました。

10ページの「2 施設の概要」から説明いたします。

まず、蹉跎施設は昭和61年に「蹉跎公民館・蹉跎図書館」として開設し、地上3階地下1階構造で1階に図書館、2階3階が生涯学習市民センターです。生涯学習市民センターには定員120人のホールや、集会室、料理室、プレイルームがあり、図書館には蔵書約9万冊のうち約6万冊の本がフロアに並んでおります。

続きまして、牧野施設は、昭和63年に「牧野公民館・牧野図書館」として開設し、蹉跎施設と同様、地上3階地下1階で1階が図書館、2階3階が生涯学習市民センターです。生涯学習市民センターには定員120人のホールや、集会室、料理室、プレイルームがあり、図書館には蔵書約9万冊のうち約6万冊の本がフロアに並んでおります。加えて、このたびの指定管理の対象といたしまして、牧野北町にあります「市民交流センター」が、牧野北分館として新たに加わることとなりました。延床面積としては牧野施設の4分の1程度ですが、定員250人の集会室、こちらはスポーツ活動に多く利用されており、そのほか、会議室・和室・調理室も備えております。

次に、両施設の利用状況について、1ページにお戻りいただき、平成26年度から28年度にかけての直近3カ年の変化を見てみます。

①蹉跎生涯学習市民センターの利用率、表中央の枠ですが、約62%、61%、63%と変化し、また利用率の右隣、利用料総額は約621万円、599万円、575万円という変化で、おおよそ安定した利用があると言えますが、収入は若干減少している状況でございます。

②蹉跎図書館は毎年290日前後の開館日数でしたが、指定管理になった28年度には年間329日の開館となっております。貸出冊数は約25万冊前後と大きな変化はございませんが、

開館曜日を増やし、開館時間を延ばして年間の開館時間が 1.5 倍になり、利用の機会を拡大しました。

③牧野生涯学習市民センターの利用率は約 57%、58%、60%と緩やかに上昇し、また利用料総額も 542 万円、597 万円、609 万円と増加しております。

④牧野図書館の貸出冊数は減少傾向にありましたが、蹉跎図書館と同様開館時間を拡大したこともあって増加に転じました。

⑤最後に、牧野北分館となる「市民交流センター」の利用率ですが、47%、47%、50%とこちらも微増です。

以上、**資料3**についての説明とさせていただきます。

(会長) ただいま説明がありました、**資料3**についての説明について、委員の皆様から御質問、御意見ございますか。

(意見等なし)

案件 (3) ② 募集要項、基本仕様書について

(会長) 案件 (3) の②枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者の募集要項、基本仕様書についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、**資料4**、枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者募集要項 (案) 及び**資料5**、枚方市立生涯学習市民センター・図書館管理運営業務基本仕様書 (案) に基づき、ご説明いたします。

募集要項は、指定管理者を指定する際の「申請者の資格」や、提出を求める「申請書類」の内容などといった、ルールや手順を記載した書類となります。

また、基本仕様書は、本市が、当該施設の管理運営において、指定管理者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。

本日、これらの内容について、委員の皆様からの御意見等をいただき、市におきまして、内容を決定し、公募の手続を進めてまいりたいと考えております。

資料4 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者募集要項 (案) をご覧ください。

「1. 対象施設」は、先ほどの説明のとおりでございます。

「2. 管理の基準」で、休館日・開館時間を定めております。

「3. 業務の範囲・内容」は、後ほど「基本仕様書」で説明させていただきますが、米印のある業務については再委託ができないことを明示しております。

「4. 行政財産目的外使用許可の取扱い」では、自動販売機に関することと、牧野施設内における「ひらかた人形劇フェスティバル実行委員会事務局」に使用を許可したスペースについての取り扱いに関し説明しております。

「6. 備品等管理区分」では、市の備品等の貸与にかかる取り決め、特に旧・北牧野小学

校の跡地に整備された市民交流センターについての注意事項です。

「7. 指定の期間」では、このたびの公募にかかる期間を5年と明記しております。

「8. 提案上限額」で、指定管理料の上限を11億2,845万1,000円と定めております。提案上限額は、[参考資料1](#) 指定管理料上限額の算定根拠 をごらんください。枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理料上限額の算定根拠をつけさせていただいております。

上限額の算定は、光熱水費・修繕料・委託料といった物件費については直近3カ年における直営の実績額と平成28年度の指定管理者管理運営実績額を基本、人件費については市職員の標準人件費等をもとに積算し、28年度については現在の指定管理者による運営の実績額です。

物件費、光熱水費については図書館の開館時間が増えたため、増加分を実績額に割り増ししております。

修繕料は、過年度の実績を踏まえ、1年度について170万円を見込みました。

委託料は、蹉跎・牧野・牧野北の3施設について、平成30年から34年度の市負担額確定分を算出シートによって算出された総額から差し引くことといたしました。

次に人件費ですが、後ほど説明いたします、指定管理者の全ての従事者の職階に応じまして、市職員の人件費を仮に割り当ててそれぞれの人数をかけて算出した結果が、生涯学習市民センターでは年間4,305万円、図書館の場合は4,058万円となりました。

この人件費と、先ほどの物件費をもとに算出した結果、上限額は11億2,845万1,000円となったものです。応募される事業者には、この金額を上限として、それぞれが積算された金額を提案していただくこととなります。

先ほどの[資料4](#) 募集要項の6ページにお戻りください。

「9. 提案に当たっての確認事項」は、後ほど「選定基準」において説明いたします。

「10. 指定管理者に付与する権限」では、付与する権限とともに、施設の改修・整備についても触れております。この中では、生涯学習市民センター及び図書館の魅力アップのための改修改善提案を求めていること、各施設の1階に併設しております旧市民室サービスコーナーの活用について自習室などの提案を求めるということについて触れております。

8ページ「11. 経理に関する事項」では、利用料金制度の適用は行わないということ、指定管理業務にかかる経費や収入は他の事業とは別の口座で管理すること、修繕費を年度ごとに170万円見積もること、電話機やパソコンの使用に係る取り扱いなども定めております。

「12. 申請者の資格」「13. 指定管理者の義務」では、枚方市が申請者並びに指定管理者全般に求めている内容を列挙しています。

「14. 提出書類」「15. JVで申請する際の留意事項」で提出に当たっての確認事項を列挙し、「16. 募集要項・指定申請書・様式等の配布」から「18. 申請書受付」までで、スケジュールを明示しております。配布の予定といたしましては、7月5日水曜日から8月31日

木曜日まで、現地説明会は7月12日水曜日で、朝10時から蹉跎、午後の13時半から牧野、16時から牧野北分館といたしました。

質疑期間は、その現地説明会の日、7月12日水曜日から18日火曜日まで。

回答の公開は7月31日月曜日から8月31日木曜日まで。

そして申請書の受付は、8月1日火曜日から8月31日木曜日までの1カ月としております。

「19. 選定について」において、本選定委員会の概略を説明しています。

「20. 指定について」では、本選定委員会における指定候補者選定結果の答申を受けて、本市が市議会に対し指定候補者を指定管理者とする指定議案を提出し、可決後に指定するという流れを説明しております。

「21. 指定管理者指定後の手続等」は、指定管理者と交わす協定書の説明です。

続いて、17ページ別表1「リスク分担表」、市と指定管理者のリスク分担についてです。18, 19ページに別表2「管理運営状況一覧表」をつけております。この別表2では、現行の人員体制を左列に上げ、右列に今後の管理運営体制を説明しました。指定管理者が配置する職員、従事者と呼称しておりますが、職員体制としまして、総括責任者、副総括責任者、生涯学習市民センター所長、図書館長、生涯学習業務リーダー、図書館業務リーダー、生涯学習業務サブリーダー、図書館業務サブリーダー、スタッフについてそれぞれの人数、兼務の可否、生涯学習市民センターと図書館それぞれの勤務態勢、配置人数を明示しております。

なお、各従事者に求めている要件等につきましては、基本仕様書の2ページから4ページにおいて詳細に説明しております。要約しますと、生涯学習市民センターの所長以下従事者には、生涯学習や地域活動の経験があること、図書館長以下図書館従事者には従来どおりおおむね70%程度の司書有資格者を求めるとともに、図書館長に対しては3年以上の図書館経験を求めるが司書資格の要件を外して、よりマネジメントにすぐれた人材の確保につなげたということです。

最後に、別表3で利用・運営・収支状況一覧表をつけております。

以上が、募集要項の概要の説明でございます。

次に、**資料5** 枚方市立生涯学習市民センター・図書館管理運営業務基本仕様書（案）管理運営業務基本仕様書で、募集要項と重ならない部分を紹介しますと「5. 関係法令の遵守」、「6. 業務実施体制」で従事者の業務内容を、8ページからの「業務要求事項について」で、生涯学習市民センター、牧野北分館と、図書館のそれぞれで求める業務の詳細について記しております。開閉館業務に始まり、それぞれの専門業務や施設維持管理業務など、多岐にわたって記しております。

この中で特徴的なことといたしましては、蹉跎・牧野については1階図書館部分に総合窓口をおき、一体的に運営しているということです。そのほか改善提案も求めています。

文化学習事業については、**別紙 10** 枚方市生涯学習推進基本方針 が配付されています。これら「枚方市生涯学習推進基本方針」等を踏まえて、生涯学習のきっかけづくりやセンターの認知度向上、活性化につながる自主事業の提案を求めています。

また、**別紙 12** 役割分担等一覧表 活動委員会事業等 などをもとに活動委員会と事業の調整を行い、牧野北分館を含む3施設の稼働状況等を踏まえた事業計画を立てることとしております。実行委員会形式事業として、牧野では全国的にも有名な「ひらかた人形劇フェスティバル」、参考として**別紙 13** ひらかた人形劇フェスティバル 実行委員会規約をつけておりますが、この人形劇フェスティバルの実施に取り組んでいただきます。

図書館サービス業務につきましては**別紙 17** 枚方市立図書館第3次グランドビジョン や **別紙 14** 第3次枚方市子ども読書活動推進計画、**別紙 16** 枚方市立図書館蔵書計画 といった市の方針のもと、多様な事業展開を求めています。特に第3次グランドビジョンで課題といたしました「滞在型図書館」「課題解決型図書館」のコンセプトを具体化する提案を求めている旨、明記しております。現行の指定管理者による多岐にわたる活動実績がございますので、事業者がかわる場合でも継続発展していただけるものと期待しております。

なお、図書館業務の詳細は**別紙 9** 役割分担等一覧表 図書館サービス業務等で、市と指定管理者の役割分担を明示しております。また、**別紙 18** 図書館年報 2016 をつけさせていただきます。これらを参照してもらうこととしております。

次に、**別紙 4** 事業計画 確認事項一覧 につきまして、補足説明させていただきます。

この書類は、申請団体に求める提出書類の一つとして位置づけているもので、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。左端から、それぞれ、本市が当該施設の管理運営において求める要求事項、確認事項を記載してありまして、申請団体は、その右隣の「提案内容」の欄に、それぞれの事業計画書における記載内容を抜粋または要約する形で記載するものでございます。

なお、一番右の欄には、当該内容が事業計画書において掲載されているページ数を記載させていただきます。これら右側2列の記載内容は、申請団体みずからが記載するものであり、本市は一切、手を加えませんので、あくまで申請団体の責任のもと、作成していただく位置づけになります。

委員の皆様には審査いただく対象は、あくまで事業計画書そのものですが、事業計画書が非常に膨大な内容となるケースもありますので、審査の参考にしていただければと考えております。

(会長) ただいま説明がありました、**資料 4** 募集要項、それと**資料 5** 基本仕様書、こちらにつきまして、委員の皆様、何か御質問とか御意見ございますか。

(A委員) 非常に書類については、よくできてるなと思うんですけど、これから説明会されたりいろいろされたときに、幾らか手をつけて期待したいのは、何とか話としては生涯学習と図書館とが別の話をされているような感じで流れてた気がするんですけども、も

とも日本図書館は戦争に負けた後、アメリカ型の図書館をもってきているということからしますと、事業内容もそうですし、人員の配置もそうですが、それなりに、これが生涯学習施設なんですよ、これが図書館ですよ、というのではなくて、イベントもそうですが、本来という言い方は変ですけど、アメリカが連邦の補助金をばらまいてですね、公共として運営させるところでは、イベントも実は図書館の主要なお仕事ということになっていて、最近ではいわゆる図書館が資料を貸し出すとか何かということよりも、資料を使ってというか、イベントをその上からメニューと量というのが問題になっていて、従来図書館というのは児童サービスの読み聞かせとか何かが多く展開されていたんですけども、最近では成人向けのイベントなんかが多いということですから、これから指定管理者を見ていくときに、もともとこれは直営でやったらどうなるかということからは、これはベースになっていて、指定管理どうするかということは詳しく見立てられると思うんですけども、できればより指定管理者を生かすとする、自由に一体的に運営させて機能のアップを図ると同時に重複コストを下げるというような方向を狙っていかせたほうが得策だろうと思えますし、多分聞き間違っていなければ再委託ができないという話があったと思うんですけども、大体指定管理の場合ですね、関係の職員の定着率が悪いというのは日本の実情でありますので、そうすると状況に応じてより適切なところは再委託ができるというか、発注元のほうのですね、相談って抜きになってきませんけども、どういうことかということ、多分そのほうがいろんな形でジョイントベンチャーなんか組んだ有無というようなことになったときにですね、商事会社だけではなくてですね、広域団体とか、もうこれいろいろと見ると、いろんな法人形態の応募が予想されますけども、例えば岐阜県の関市なんかだと、大学が指定管理になったところもあって、だからいろんな多分これから説明会をやられるときにですね、組み合わせ方というものが民間を創意工夫で出てくるような、何か仕組みが許容するような方向、例えば地元の関西外国語大学、多分、元図書館ならそうだと思うんですけど、あそこは私が大学院生のときにお世話になった図書館にいた人が、この司書科の先生をしたりとかということになっていて、結構数いるんですけど、そうすると場合によっては大学との連携も考えられないわけではないというような気がするもので、というのは定着率が悪いくらいであれば、一定程度の責任ある仕事はともかくとして、図書館の中の仕事を楽しんでやってもらうということからすると、安定的に供給できる学生というのも考えられないわけではないと、いうことからすると、実際にどうなるかわかりませんが、何となく指定管理も手を挙げてくるところがいろんな形でもってアイデアを出す。従来のような指定管理のあり方、あるいはジョイントベンチャーの組み方というもの、これかという言い方変ですけども、独自の工夫というものが出てくるようなそういったものを発注側としても支援するような態度が欲しいというように思ったりするんですよ。

(会長) ほかに委員の皆様、何か御意見ございますか。

(B委員) これ今ファーストステップをやっている、次、セカンドステップに行くわけ

ですよね。前は余り強調しなかったけど、今回強調してるのは、どの点なのか、もしあらかじめ決まっているようなら教えていただきたい。

2つ目は、例えば生涯学習推進基本指針がありますが、これは申請する人もみんな読んでくることになっているのでしょうか。膨大だなと思いましたが、その反映の仕方とか、あるいはこの資料だけは反映してほしいとかがあるのかなと思いました。

それから3つ目、細かいですが、たまたま自分が開けてたところに地域防災計画との関係が書いてあります。防災面は別途協議であったと思いますが、具体的には5番の資料の5ページの(2)の7のところであって、蹠施設は災害時のボランティア活動拠点になっているし、牧野北は第一次避難所、市に協力することで書いてあるのですが、どこまで書いていけばよしとするのかということについて、自分の研究の関心もありまして。最初の2つ、特に1つ目がちょっとわかりませんでした。

(事務局) 2年前は一体運営ということで、総合窓口を設置しました。実際やってみると、総合窓口自体は定着しつつあると思うのですが、それをする過程でイベントであるとか、PRであるとか、スタッフの交流があって、我々では残念ながらできなかった一体運営というものができているというふうに思っています。そのことを一層進めていただきたいのが一つです。

それから、図書館では、マネジメントというところで、まさに民間の力をより発揮していただきたいというところで、図書館長のキャリアの司書というのは外しました。そこで、本好きな方で、スタッフが70%以上司書を持っていれば図書館の運営は可能で、マネジメントでよりスタッフの力を発揮するということで民間の方の力をどんどん発揮していただくような形にもっていけないかと思ったところです。

グランドビジョンにも書いてある滞在型図書館ということで、図書館に来ていただいてゆっくり過ごす。本を読むだけでなく図書館の中でいろんな楽しみがある。そういうものを目指すというところでは、今回この2年間のうちの1年目ですが、非常に多様なイベントをしていただいたことで来館者を増やすということに挑戦していただきました。それをさらに拡大できればと思います。

(事務局) 今回の公募に当たっての魅力という点ですが、本市の生涯学習市民センターは、他市の同施設と比べまして、非常に規模が大きく各施設が有する施設役割が多様です。今回2施設で選定委員会を開催いただいていますけれども、6館を一括で公募を行うのではなくて、3分割で今回募集をさせていただきたいと考えておりまして、分割することによりまして指定管理者による市民サービス向上に向けた取り組みである、いわゆるサービスの競争性が期待されると考えております。また、民間事業者等を対象にヒアリングを実施させていただいたのですが、ヒアリングを実施した11社のうち9社が職員確保や事業規模などで一括公募されるとなかなか難しいという意見もございました。さらには分割に望ましい施設が2、3施設というヒアリングの結果もございましたので、今回6施設一括での公募を行わず、それぞれの施設が有する役割機能に応じた3分割での公募を行いたいと

いう考え方で今回お示しをさせていただいたものです。

今、申しあげました機能・役割に応じた3分割方式についてですが、蹉跎・牧野については指定管理者制度の先行導入施設でございまして、現在の実績を踏まえた事業者の参画が見込まれること、次に御審議いただく御殿山と菅原については専門的な陶芸施設を有する施設で、あと美術関係の施設であること。楠葉と津田は、隣接する支所と連携した施設の運営が求められますので、こうした施設の特色等も踏まえまして機能・役割に応じた選定を審議いただきたいと、お願いをさせていただいているものです。

(A委員) 多少わかってきた気はするんですけども、少なくともこれはグランドデザインのところでも議論させてもらったんですけども、図書館機能の高度化というところで、課題解決型、滞在型なところを相当と狙って行って、単なる無料貸本屋ではなくて情報を使ってコミュニティーを育てるという方向を狙うのであれば、あえて図書館の経験とか資格というものではなくて、マネジメント能力という例を出しましたけども、もし人が得られるのであれば、当然高度な日本の伝統的な無料貸本型の機能だけではなくて、情報を使ったコミュニティーを育成するという方向のアメリカで目指している図書館像を狙うのであれば、少なくとも図書館について大所高所から一定の見識をもってる人が当たることが望ましいというふうに思うので、全くのずぶの素人の方でもって、経営能力だけある人がそこに座るとうまくいくのかというと、個人的にはやっぱりそうは思わない。少なくとも、日本のですね、私が言うものおかしいんですけども、図書館は世界の図書館のあり方からすると、デジタル面では見事におくれていますし、第三の場というところでも十分な機能を発揮しているとは、なかなか言いにくい状況にあるということからすると、諸外国といいますか、図書館先進国といいますか、そういったところの出ているようなトピックというものを意識しながら、生涯学習機能も合わせて運営できるような人をトップに据えるような方向でもっていただいて、少なくとも行政の中でやると、縦割りだから、縦割りが悪いとは思わないけど、調整機能がないからと思ってるけど、少なくとも全体としてシームレスな、うまく運営ができるというような方向を狙うのであれば、アメリカではグラレントラス、専門職がありますので、そういった見識のある人が十分に差配できるような指定管理者を選考できるような形になっていただければありがたい。

(事務局) 資料5の3ページでございまして、2ページのところから実施体制のことを記載させていただいております。この3ページに(4)生涯学習市民センター所長、それと(5)図書館長、それとは別に(2)に総括責任者、それと副総括責任者を置かせていただいております。これは、2年前に先行導入させていただいた蹉跎・牧野においてもこのような形でさせていただいて、現時点では、総括責任者は生涯学習センターの所長が、副総括が図書館長という形になっています。これは応募される事業者によりましては、逆転する場合も当然あるだろうと思っております。我々としても複合施設を一体的に指定管理として運営していただくという趣旨も踏まえておまして、このような形の仕組みをつくらせていただいているということでございます。

先ほどの地域防災計画、5ページの(2)⑦ですが、枚方市は第一次避難所の基本は小学校を設定しております。したがって、生涯学習市民センターや図書館は第一次避難所としては設定していないというところがありましたが、今回牧野北分館は牧野北小学校の廃校になった跡地にできた施設であることから、新たに北分館という形で生涯学習市民センターに組み入れられて、今回初めて指定管理者制度を導入するという状況になっております。市民説明会をさせていただいたときも第一次避難所の扱いはどうなるんだろうかという声をいただいております、そのあたりについては、今までどおり市のほうがきちんと避難所の扱いについては対応しますと、記載させていく必要があると判断させていただきました。

(事務局) あと、質問いただきました、どの資料を特に反映するかという部分ですが、図書館といたしましては、先ほど触れました第3次グランドビジョンが、図書館の大きな計画でございます。その後は、子ども読書活動推進計画というのがございまして、それらについては必ず加味いただきたいと考えております。また、やはりしっかり図書館の基礎的な部分は運営していただけるような指定管理者を、もちろん複合施設ですから一体的に生涯学習センターにつきましても図書館についても両方もしっかり運営できる能力をもった管理者を選定いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(会長) ほかに委員の皆様、御質問とか御意見ございますでしょうか。

(A委員) 個人情報保護条例がないのはどうかなって気がしてるんですけど、図書館は、いわゆる個人情報の行政がありますので、そこだけは十分に配慮してますよということをこっちの文書でも残してたら得策だろうというふうに思います。地方自治法でも何らだけではなくて、個人情報保護法の関連の法令をあげておいたほうが良いと思います。

(会長) 具体的にはどういうことでしょうか。

(A委員) あちらこちらで、何か法令を遵守することというのが多分あったような気がして、見ていてあれと思ったんですけども。

(事務局) 基本仕様書5の2ページ目のところ、関係法令の遵守のところですよ。

(A委員) 個人情報を入れといたほうが得策だと思うんで、その後も指定管理にいったときの、何かジョイントなんか組んだときも利用者の個人情報等々や取り扱いには十分注意してますよという。

(事務局) これは同じ仕様書の6ページの11. 個人情報保護というところで、項目を立てております。指定管理者は従事者名簿を作成すること、個人情報の流出を防ぐため、個人情報に関する文書等を扱う場合は案内業務等で必要な場合を除き事務所外に持ち出さないことと縛りをかけているところはございます。

(A委員) 法律は上げといたほうが得策だろうと。

(会長) 個人情報保護法を上げるとしたら、仕様書の2ページぐらいになりますか。

(事務局) 6ページの11. 個人情報の保護という文言は立てておりますので、確かに繰り返

しになるかも知れませんが、関係法令の遵守というところで上げておくのは意味があると思います。

(会長) この点についてほかの委員の皆様、御意見ございますか。事務局として上げること自体はいかがですか。

(事務局) 委員の御指摘の2ページの関係法令等の遵守に関しましては、個人情報の保護の観点については特に項目立てて記載すべきという考え方に基きまして、先ほど説明させていただきましたとおり6ページに11番、個人情報の保護として記載させていただいて、そのような形で基本仕様書の構成はさせていただいています。主な関係法令ですので、入れていくことに関しては特に問題ないと考えています。

(会長) それでは、お一人、お一人に聞いていきましょうか。

(B委員) 入れておいていただくということで。

(副会長) 11番で書かれてますけども、関係法令一覧のところに入れていただいたら、より強いメッセージに感じられると思います。

(C委員) 同じ意見です。

(会長) わかりました。

それでは、我々も同意いたしますので、この点について本日、原案修正ということで仕様書を作成していただくということでお願いします。

募集要項と基本仕様書につきまして、ほかに委員の皆様、御意見ございますか。

(意見等なし)

(会長) 募集要項につきましては原案どおり。基本仕様書につきましては、先ほどの2ページの関係法令の遵守のところ、個人情報保護法等を上げるということで皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

案件(3)③ 指定管理者の選定基準について

(会長) それでは、次の案件にいきます。

(3)の③枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定基準についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、資料6 選定基準(案)をごらんください。

この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様申請団体を採点いただく際の基準となるものです。

まず、「1. 指定管理者選定基準の位置づけ及び選定の基本的な考え方」では、指定管理料の額のほか、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。

次に「2. 本委員会の審議体制」「3. 審議・採点の方法」のとおり、本委員会におい

て、申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、採点いただく旨を記載しております。

次に「4. 選定結果の公表」では選定の概況等を市のホームページに公表する旨を記載しております。

次に、「Ⅱ、選定委員会における審議の内容」「1. 内容審査」ですが、資料の3ページ以降の事業計画に関する内容審査の表、一番左の欄の「要求事項」を単位として、2ページに記載のとおり、各委員にAからEまでの5段階で評価いただきます。仮に、全ての要求事項でA評価、満点をつけられた場合、委員1人当たり持ち点が120点満点、委員5名で合計で600点満点ということになります。

審査、採点方法に係る考え方等の詳細につきましては、[参考資料2](#)をご覧ください。「[資料6](#)」指定管理者選定基準」に係る補足説明資料により御説明をさせていただきます。

採点は、資料1ページ目の下段に記載の「選定基準」（抜粋）のとおり①経営方針や、②指定管理者の指定を申請した理由といった「要求事項」を単位として、AからEの5段階評価を行っていただきます。

資料の2ページ、採点に係る具体的な手順を記載しております。

行程①としましてまず、事業計画書の記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかを確認いただきます。

資料に記載の図は、申請団体から提出される「事業計画確認事項一覧」です。この資料を目当てに、本市の求める「確認事項」に対する提案がなされているのか、その概要とともに、事業計画書本体における掲載ページの記載内容を確認いただきます。

資料の3ページ、行程②といたしまして、事業計画書の記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかを判断いただきます。

なお、事業計画書だけでは判断が行いがたい場合や疑問点がある場合は申請団体によるプレゼンテーションの場で質疑等を行っていただき、確認、判断いただくものとなります。

その上で、パターン①、「確認事項」を満たしていると判断された場合です。本市が求める基礎的事項である「確認事項」を満たしている場合はまず、基礎点のC評価が確定し、続いて「加点事項」に該当するかどうか確認、判断をいただくこととなります。

「加点事項」とは、事業計画書で「確認事項」を上回る提案がなされている場合に加点の目安となる事項でございます。その内容は、資料下段の図、「選定基準」におきまして、角の丸い四角で囲んでおります列に記載しております。事業計画書において、この加点事項を全て満たす提案が行われている場合、例えば、①経営方針において、1から3の加点事項が全て満たされている場合はA評価となり、一部が満たされている場合はB評価となります。

資料の4ページ目をお開きください。

パターン②、「確認事項」を満たしていない場合の取り扱いでございます。「確認事項」を満たしていない場合は、C評価とも、A評価やB評価にもなりません。ABCいずれに

もなりません。減点に係る評価である、つまりDあるいはEの評価の御判断をいただくものとなります。D評価というのは「確認事項」の記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、また、E評価というのは「確認事項」の記載がない、または求める内容を全く理解していない記載が1項目でもあるような場合としております。

ただし、例えば、申請団体のプレゼンテーションで、内容が不明確な部分が明確になって、D評価をC評価に変える等の判断をいただくことも想定されるものとなります。

次に資料最下段、行程③として、最終的な評価を確定いただきましたら、事務局で委員の皆様への採点結果と、指定管理料の提案額を得点化し、委員の皆様へ提示させていただきます。

以上が、審査、採点に係る大まかな流れとなります。

なお、次のページ以降には、内容審査の採点と、得点化に係るイメージを記載しております。委員の皆様には、AからEで評価いただきますが、その得点化については、事務局にて行うこととしております。

次に、**資料6**「Ⅲ 指定管理料」につきましては、資料2ページの下の方に記載しています。この計算式によって得点化を行うということで、申請団体から提示された指定管理料（5年間分）の合計額のうち最も低い額を提示したものを満点の400点とし、2番目に低い額との差を400点から差し引きして点数化を行います。換算で生じる小数点は、内容審査による点数化において小数点第2位まで表示されることから、小数点第3位を四捨五入し、数値を合わせていきたいと考えております。

最後に「Ⅳ 総合評価」ですが、事業計画の内容審査（600点満点）と、指定管理料（400点満点）をそれぞれ得点化したものを合算いたしまして、1,000点満点とする総合評価方式を考えております。

なお、順位はあくまで総合評価得点を合算した額となりますが、2団体以上が同点となった際には、同点となった申請団体に絞って再審査を行っていただくこととしております。

（会長） ただいま説明のありました選定基準につきまして、委員の皆様から何か質問か御意見ございますか。

（A委員） 聞き落とししたのかもしれないけど、アプライする企業のほうですけども、出す資料の中に、例えば全体の統括をする人の個人的な情報というか、誰がやるのか、図書館長はもし指定管理をいただけたら誰を充てるのかというような情報入ってくるんですか。どういうことかということ、大学もそうですが、図書館も人が人に対するサービスですから、どういう人があたるのかということところが大きな部分を占めると思っていて、だから少なくともうちが指定管理のお仕事をいただけるとすると、こういう人を図書館長に考えていますという情報が関係企業から出てくるんでしょうか。そうではなくて、単に1年それらしい資格を持った人を充てるという情報が出てくるのか、それともこういう経歴の人が指定管理には館長になる。5年間はこのスタイルでいきますと、そのポストにとどまらなくて

はいけないはずですから、途中で首切れるはずじゃないので、指定管理の期間中はよほどの事故がない限りその人が責任持ってやるということになるはずなので、私としてはもし審査をさせていただけるのであれば、うちの会社が受けたときには図書館長はこの人でいい、副館長はこの人がいいかもしれないという情報が添えられてくれば、それなりに商売ですから、評価はできるということです。

(会長) この点について事務局からないですか。

(事務局) 要求事項に合わせて申請書が出てくると配置のイメージ、どういう人を充てようというのは大体考えてくると思うんですけども、具体的にどのような経歴をもった方とかいうことは、どこまで書いてくるかというのはわからないと思うんですね。その辺はプレゼンテーションで御質問、質疑をいただいてその中で明らかになるかどうかということかと思えます。

(A委員) 要望はしてもらってもいいと思うんですけど、もし可能であればこういう人が館長、副館長になってるんで、問題ありませんという企業があるのであれば、そのようにそのプレゼンテーションをしてほしい。

(事務局) 今、委員のほうから御指摘ございましたが、基本仕様書の資料5の3ページに図書館長の資格を記載しておりますが、具体的に企業がどういった形で、どういった人物を充ててくるかというのは実際はその企業の考え方によると思います。実際は、前回の先行導入館でも、例えばこの者を充てますといった提案が具体的に示されたということではなく、事業者は提案に当たって、例えばこのAさんを充てて当然その人の費用を乗せてやってくるというような形になっておりますので、自分たちが指定管理者に選定された際に、どういったメンバーを充てていくかというのは想定した上で提案してくるという形になろうかと思えます。実際プレゼンテーションの中で、どういった形で質疑をされるかというのは、委員の皆様が御質問いただければと考えております。また私たちのほうであらかじめ事業者がこの部分についてお示しくださいということは、現時点では考えておりません。

(事務局) 補足ですが、2つ課題があると思っています。人員まで要求事項として出してくるとなると、ハードルが高くなります。例えば、指定管理者として4月から運営していただくことが決まるのは、12月の議会で指定議案が通ってからということになります。指定管理者のほうは、そこから人の手配を行うというのが基本になりますので、4月から館長職をこの人で充てますということを要求すると、事業者が限られてきてしまう。例えば、図書館長を決める、そういった形で要求するのであれば、生涯学習センターも、ということになって、かなりハードルが高くなると思っています。

(A委員) どうしてこういう言い方をしたのかというと、実際にトラブルがあったんですね。図書館の場合には、館長が誰かというところがありますし、それは言い方が多分変だと思っていて、大学を設置するということに、少なくともどういうふうな教員探しができるかということですから、教員審査が入る。そうすると、こういった教育サービス、

先ほども申しましたけど、誰がやるかというのは少なくともハードルのものじゃなくて、こっちがやると言ったときにはおおよそこういう人でいこうというのはなければいけない。固有名詞を上げにくいと、それはわかりますけれども、少なくとも人のサービスですから、それは公務員だって一緒だと思うんですけど、だから少なくとも真っ白の状態でもって、少なくともうちが開けたらこういう人を館長に立てますというのは、あって僕は当然だと思う。

(事務局) それがここに書いてあるものであり、あるいはヒアリングのときに聞いていただけるところです。

例えば、仮に館長はこういう人ですとはっきり提案書に書かれてきて、その事業者が選ばれたときに、実際4月からその人が手配できない場合、どうなるのかといったリスクも出てきます。市としてはそのあたりについて色々な観点から考え、要求事項としてどういう所長がいるか、あるいはどういう館長が必要かということは、この要求事項の中できちっと示させていただくこと、あとは事業者のやりとりの中で審議いただくのがいいのではないかと考えています。

(A委員) 一定というのは規則採用だと思っていて、少なくとも固有名詞は上がらなくても、こういうふうな人を充てるんですよという、指定管理者を受ける側の企業の方針というのは当然あるはずですよ。

(事務局) 多分プレゼンテーションで、自分のところをアピールしなさいとか、図書館長として3年以上などとうたっていますけれども、それ以上のこういう人を置きますとか、運営の項目であれば、それはプレゼンテーションで事業者のほうが言ってくると思いますので、その辺はプレゼンテーションで明らかにしていただければと思います。

(A委員) 事業者の方に説明会されるんですよ。

(事務局) 現地説明会はやります。ただこの仕様書以上にプラスした要求というのはつけ加えることはできないかと思います。

(事務局) 今後、色々な施設の指定管理を広げていくと、それを考えていく中で、総合文化芸術センターといった新しい施設の場合、他市でもよくあるのですが、指定管理者の公募の状況を見ておりましたら、今委員がおっしゃっていただいたように、館長職、あるいは総合監督職をそのように要求してるような事例もあると聞いています。ただ、その場合は、非常勤職であったり複数を候補者として出してくるとか、そういう形ですが、今回は正社員として、そこに張りついでいただくという要件を想定しておりますので、固有名詞というところまでというのは、なかなか難しいのではないかと考えております。

(事務局) 事業者はノープランではなく、想定されるメンバーも提案されてくると思いますので、そのあたりはプレゼンテーションの中で確認をいただけたらと考えています。

(事務局) 先行導入の中で、生涯学習市民センター所長が1年で今回交代しております。指定期間を円滑に運営していただくということは必要であり、事業者の方はそれにかわる

所長職を手配するというような例も今回先行導入でありましたので、それについては同様の形で指定管理者の方に要求していくということになるかと思えます。

(会長) 要は、審査基準に係るのかわからないですけども、館長職として仕様書や募集要項以上のことを定めてしまうと、指定管理者制度全体のことを考えると、誰も手を挙げるところがなくなってくる。その兼ね合いがあるから、正職員とか司書の資格の有無とかその程度にとどめて、あとはプレゼンテーションでどういう人を充てようと思ってるのかなど、そこはうまく答えられるのか、哲学をちゃんと語れるのかとか、そこで評価するということかと、私は考えてるんですけども、そのような考えでいいですかね。委員はいかがでしょう。

(A委員) 図書館サービスというものは、どこでもそうですけども、館長の個性というものがあらわれてくるので、それと誰がやるかによってでは大きく変わるところは、少なくとも図書館サービスをやる指定管理者ということであれば、そういった十分な見識を持った人を充てるような姿であってほしいということですよ。

(会長) そこを見ていただくために委員にこうやってお越しいただいて、プレゼンテーションでどんどん突っ込んでいただくということかと思えますので、そこら辺は期待申し上げますので、よろしくお願いします。

それでは他に、この審査基準について、お願いします。

(A委員) ちょっと2点ほどお伺いしたいんですけども、まず選定結果の公表というところでは、名前だけ、指定候補者の1社の名前だけで点数は表示されないのか、あと何社が応募したかみたいな情報は公開されないのかということをお聞きしたいのと、もう一つは、この指定管理料です。400点ですか。これは例えば応募者の中で、DとかEとか、かなり評価が低い社があっても、ちょっと価格設定に疑問がある場合でもそれが最低価格として定められてしまうのかなど、ちょっと心配なんですけど。

(事務局) 3点順番にお答えします。

まず1点目の点数ですが、点数は公表をさせていただき予定としております。

何社御応募いただいたかについても公開をさせていただき予定です。

それから、400点、1位の提案、一番安いとされた会社については自動的に400点入るという形で、最終的に事業計画の評価との総合評価という形になります。今回新たな取り組みといたしまして、調査基準価格の設定ということで、募集要項でお示しさせていただいています。提案上限額に加えまして、調査基準価格を設けまして、それに満たない場合は、この審議会の中で審議いただくという形にしておりますので、本当に低額での提案ということになりましたら、判断、審議いただくことになっていきます。

(A委員) わかりました。

(会長) ほかに何か御質問とか御意見ございますか。

(意見等なし)

(会長) それでは、審査選定基準につきまして事務局から説明があったとおりで決定と

いうことでよろしくお願ひいたします。原案どおり選定を行うことといたします。

それでは、次の議題にまいります。

案件（４）その他について

（４）その他、につきまして、事務局の説明をお願いします。

（事務局） 次回の「枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会」は、９月８日金曜日、午後５時から、市民会館１階の第２集会室にて開催させていただきますと考えておりますので、御出席のほど、よろしくお願ひいたします。

なお、審議対象の蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館の現地視察につきましては、事務局といたしましては、もし、御希望がありましたら、次回の委員会開催に合わせて、調整させていただければと考えております。

（会長） 御希望はございますか。

（Ａ委員） できれば、見ておきたい、基本的に。

（事務局） そうしましたら調整させていただきます。

（会長） それでは、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

「枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館の指定管理者選定委員会」を閉会します。

ありがとうございました。

【枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】

(会長) それでは、引き続き、第1回枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会を開会します。

先ほどと重複する案件につきましては、一部省略させていただき、案件(3)の①枚方市立生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況及び施設の概要についてから、審議を行いたいと思います。御了承を願います。

事務局から、まず、配布資料の確認をお願いします。

(事務局) それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

まず最初に、本日の委員会の日程を記したものを。

次に、資料1から資料14、また、参考資料1、参考資料2と続きまして、それぞれ該当の資料番号をインデックスで表示しております。

資料は以上となります。

案件(3) ①生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況及び施設の概要について

(会長) それでは、案件(3)の①枚方市立生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況と施設の概要についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) まずお手元の資料3枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び菅原生涯学習市民センター・菅原図書館、管理運営状況並びに施設の概要について御説明をさせていただきます。

まず、この資料3の8ページをごらんいただけますでしょうか。

「2. 施設の概要」から御説明をさせていただきます。

まず、御殿山施設ですが、昭和62年に開設いたしまして、地下1階、地上2階構造で地下1階が図書館、いわゆる半地下構造で、1、2階が生涯学習美術センターとなっております。生涯学習美術センターは、本市全域を対象とする美術施設として、洋画、日本画、版画、陶芸などの創作室のほか、他の生涯学習市民センターと同様、定員80人のホールや集会室などがありまして、図書館には書庫を含めまして、蔵書が約7万3,000冊あるという状況です。

次に、菅原施設ですが、平成9年に開設しまして、地下1階、地上3階構造で、1階が図書館、2、3階が生涯学習市民センターで、本年3月末日をもって閉鎖した旧市民サービスコーナー菅原のサービスコーナーを併設をしております。生涯学習市民センターには、定員150人のホールや集会室、料理室、フリールーム、そして別棟に陶芸棟がありまして、図書館には書庫を含めまして蔵書が約10万冊あります。

次に、両施設の平成26年度から28年度にかけての利用状況について説明します。

1ページにお戻りいただけますでしょうか。資料3の1ページ①御殿山の直近3カ年の利用率ですが、表中網かけをしております26年度がまず58.8%、27年度が57%、28年度

は 57.5%ですので、おおむね横ばいという捉え方をしております。

続きまして、2ページの②御殿山図書館ですが、上から2行目の開館日数ですが、26年度以降、291日、292日、286日となっております。

また、図書館の代表的な指標である貸出冊数は、26年度の18万冊から28年度は約16万冊、新規登録者数についても約400人から約300人に若干ながら減少傾向もあります。

3ページ③菅原センターの直近3カ年の利用率ですが、26年度が66%、27年度は67.2%、28年度、4ページですが、62.5%となっております。

続きまして、④菅原図書館の貸出冊数ですが、約37万冊から34万冊へと減少傾向にございます。

なお、平成28年度に空調改修を実施して、その間、開館できなかったため生涯学習市民センターの施設利用数や図書館貸出冊数は前年度と比較して減少しております。

5ページ以降は、両施設収支状況について記載しております。あわせて御参照いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館、菅原生涯学習市民センター・菅原図書館の管理運営状況並びに施設の概要の説明とさせていただきます。

(会長) ただいま説明にありました内容について、委員の皆様から御質問、御意見ございますか。

(意見等なし)

案件(3) ②指定管理者の募集要項、基本仕様書について

(会長) 案件(3)の②枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者の募集要項と基本仕様書についてを議題とします。こちらの点について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、枚方市立御殿山生涯学習美術センター・図書館募集要項並びに基本仕様書について御説明をさせていただきます。

なお、先ほど御審議をいただきました蹉跎と牧野と重複する部分につきましては、説明を省略させていただきます。

資料4 3ページ、「3. 業務の範囲内容」でございますが、御殿山施設における美術関連業務として業務内容詳細は基本仕様書に記載しておりますが、3の(4)市所蔵工芸美術工芸品の取り扱い業務、(5)枚方市美術施設運営委員協議会に関する業務を追加させていただきます。

4ページの中段「4. 行政財産目的外使用許可の取扱い」では、自動販売機のほか菅原施設の入り口で、行政財産目的外使用許可を与え営業している喫茶コーナーがございまして、平成30年度以降の取り扱いについて記載をしております。

5ページの「8. 提案上限額」では、指定管理料の上限を5年間総額で11億684万3,000円と定めております。

なお、蹉跎、牧野と同様、募集に当たっての調査基準価格の設定、これを下回る提案額での申請に関して、提案額での適正な業務履行が可能か否かにつきまして、選定委員会において審議いただくことを記載しております。

提案上限額は参考資料1 指定管理料上限額の算定根拠ですが、光熱水費は図書館の開館時間が増加するということ踏まえて、その増加分を実績額に割り増しをしております。修繕料につきましては、両施設の過年度実績1年度 260 万円を見込んでおります。委託料につきましては、平成30年度のみ警備委託料を市が支払うということで、過年度に市が警備委託料のみ、この施設に入れておまして、その最終年度が平成30年度になりますので、この警備委託料を総額から差し引くことにしております。人件費は、先ほど蹉跎・牧野と同様の考え方に基づいて計算しております。

以上を踏まえまして、先ほど申し上げました御殿山・菅原の2施設5年間合計で11億684万3,000円を提案に当たっての上限額としたものでございます。

資料4、5ページ「9. 提案に当たっての確認事項」は、後ほど選定基準において御説明させていただきますので、ここでは説明を省略させていただきます。

7ページ中段、「10. 指定管理者に付与する権限」でございますが、生涯学習市民センター及び図書館の魅力アップのための改修改善点。菅原施設の旧市民サービスコーナーについて、自習室など備品購入等の室内整備プランと管理運営計画の事業提案を求めることについて記載をしております。

13ページの上段、「16. 募集要項指定申請書様式等の配布」から、「18. 申請書受付」で、両施設におけるスケジュールをお示しをさせていただいております。

まず、募集要項等の配布は、7月5日から8月31日までとし、現地説明会は翌日の7月13日に実施をする予定としております。質疑期間は現地説明会開催日の7月13日から18日までとし、回答の公開につきましては蹉跎、牧野と同様7月31日から8月31日までの間、そして申請書の受付は8月1日から31日までの一月ということです。

16ページ別表1のリスク分担表では、下から5行目に記載しております、御殿山施設への指定管理者制度導入に当たりまして、市所蔵美術工芸品、資料等の損傷に関し、リスク内容に応じた負担者を定めております。

17ページの別表2、管理運営状況一覧表では、現行市直営の人員体制を左の列に上げまして、右の列に指定管理者が実施する管理運営体制を記載しております。指定管理者が配置する職員体制は、右列の上から総括責任者、副総括責任者、センターの所長、図書館長、生涯学習業務リーダー、図書館業務リーダー、それぞれのサブリーダー、スタッフについてそれぞれの人数、兼務の可否、それぞれの勤務体制、配置人数についてお示しをさせていただいております。なお、この従事者に求めている要件等につきましては、基本仕様書において説明をさせていただきますので、ここでは説明を省略いたします。

以上で、まことに簡単ではございますが、募集要項に関する説明とさせていただきます。

続きまして、基本仕様書に関する説明をさせていただきます。資料5、先ほどの募集要項と同様、蹉跎・牧野と重複する箇所、また募集要項と重複する箇所につきましては説明を省略させていただきたいと考えています。

まず、1 ページ下段の「3. 管理運營業務」4と5にそれぞれ御殿山施設における業務区分として市所蔵工芸品の取り扱い業務、枚方美術施設運営委員協議会に関する業務を指定管理者に求めてまいります。各業務の詳細は、8 ページからの業務要求事項で改めて説明させていただきます。

3 ページ、(4) 生涯学習市民センター所長ですが、まず御殿山では美術施設の長といたしまして、美術史、美術教育の専門知識を有する人材を配置すること。菅原では、生涯学習や地域活動等の経験など専門スタッフとしての専門知識従事経験を有することなどを記載しております。蹉跎・牧野と同様、(5)の図書館長でございますが、3年以上の図書館勤務経験を有する図書館長を置くことなどを記載しております。

4 ページの中段より少し下、(8) 生涯学習市民センターにおける専門職員の配置ですが、御殿山には学芸員有資格者1人以上を配置すること、また版画・木工・金工などの活動活性化のために美術教諭資格または準ずる者を1人以上配置すること。御殿山・菅原、この両施設には大学等で陶芸の専門課程を修了した者、またはこれに準ずる者をそれぞれ1人ずつ配置することを求めてまいります。

(9) 開館時間中におけるスタッフと上位者の配置についてでございますが、蹉跎・牧野施設と異なり、御殿山・菅原施設では総合窓口を導入しませんので、両生涯学習市民センターでは昼間の時間帯は4人以上の配置とし、そのうち2人は生涯学習市民センターの所長、業務リーダー、サブリーダーによる交代制勤務とすること。図書館におきましては、開館時間中は図書館長、リーダー、サブリーダーによる交代制勤務とし、カウンターには2人以上の配置を求めます。

8 ページ、業務要求事項、(1) 開館・閉館業務について記載をしております。

(2) 窓口業務について記載しておりまして、生涯学習市民センターの利用に当たっては利用の手引き等に基づき、予約・使用料の納付・使用許可書の発行・鍵の貸出し・返却・使用料の減免等業務を実施すること、またこれらの業務については枚方市施設予約システムにより使用受け付けを行うこと、それらの端末については無償で貸与することを記載しております。

②といたしまして、御殿山センターでの陶芸用電気窯使用抽選会の実施、③では(オ)になるんですが、市民サービス向上の観点から両施設の設置目的等を踏まえた美術用具、画材などの物品販売やホールや湯沸かし室等の利用に係る新たな備品の貸出しなど、事務所サービスについて提案すること。これらの収入は指定管理者の収入としますが、施設の設置目的等を踏まえた適切な料金設定を求めていくこととしております。

⑥でございますが、こちらは、9 ページになりますけれども、⑥生涯学習市民センター施設の開放といたしまして、(ア)では両施設のロビーの開放、(イ)では菅原こころのコ

コーナーの開放について記載をしております。

次に、その下（３）文化学習事業について記載をしております。

まず、①の生涯学習事業では、生涯学習のきっかけづくりやセンターの認知度の向上・活性化につながるような実施事業の提案として、10 ページに表中（エ）に記載しておりますが、御殿山では現在、枚方市ゆかりの若手作家に1階ロビー展示ケースを出店スペースとして提供するアートフラッシュを始めとする事業を現在実施しております。こういった事業例を参考として、指定管理者に実施事業の提案を求めるものです。

② 美術関連事業、こちらも御殿山施設になりますけれども、市民の文化芸術活動振興を目的として初心者向けの実技講座、企画展実施を求めます。

③ 陶芸講座菅原施設では、大人・子ども向けの陶芸体験、電動ろくろ体験等、魅力ある講座の自主提案を求めるものでございます。

④ 地域との連携事業といたしまして、こちらは御殿山ですが、アートを通じた御殿山渚地域との連携事業、御殿山商店街のアート委員会への参画を求めるものでございます。

下に記載しております⑤活動委員会事業では、蹉跎・牧野と同様、市民と活動委員会を組織し、生涯学習業務リーダー、サブリーダーが各1名活動委員会に参画を行い、積極的にかかわること。御殿山施設のセンターまつりを活動委員会事業として実施することとしております。

なお、例年の開催事業等につきましては、別紙12で記載しておりますので、あわせて御参照ください。

11 ページ、⑥実行委員会形式事業といたしましては、御殿山施設では年1回作品合同展を開催しております。指定管理者は、事務局を担い、参加団体から提出をされました役員及び実行委員会が自主自立で開催をするものです。本実行委員会における会場提供、出店受け、会議資料の作成等を指定管理者に求めることとしております。

12 ページ、その他といたしまして、菅原施設の陶芸棟で制作した作品等々、先ほど行政財産のところでも少し触れましたが、菅原施設では1階喫茶コーナーに行政財産目的外使用許可を与えて現在喫茶コーナーの運営をしております。これらの連携事業の企画実施を求めてまいりたいと考えております。

次に、（４）12 ページの中段ですが、市所蔵美術工芸品の取り扱い業務、御殿山になりますが、①保管として市が所蔵する美術工芸品を作品資料の特性に応じて適切な環境で保管すること。作品保管室の温湿度の定期的な計測、厳格な入退室管理を行うこと。年1回の現地棚卸しの実施報告協議を行うことを求めております。

次に②公開といたしまして、大阪美術学校関係作家を中心として、年2回以上、1階ロビー展示ケースに所蔵作品を展示すること。1階ロビーに展示ケースにおおむね年10回程度所蔵作品を展示することを求めてまいります。

その他、③収蔵する美術工芸品等の貸出しについて、申請時の対応、④その他といたしまして美術工芸品の寄附申出に関する協力を求めます。

12 ページ、最下段、枚方市美術施設運営委員協議会に関する業務では、年3回開催する協議会の出席資料作成を求めます。また、同協議会で委員から示された運営の対応に努めることを求めてまいりたい、このように考えております。

13 ページ、(6) 図書館サービス業務の③ですが、滞在型図書館、課題解決型図書館の考え方の具体化では、蹉跎・牧野と同様、図書館第3次グランドビジョンで示したコンセプトを具体化することを求めてまいりたいと考えております。

続きまして、14 ページ以降、(9) 施設維持管理業務として陶芸設備機器の維持管理や、15 ページの清掃に関する業務、空調設備保守点検以降、計 17 件の各種点検業務を 17 ページまで記載をしております。

なお、これらの業務の詳細につきましては、**別紙 19** 各種点検業務仕様書に詳細について記載をしています。

17 ページの中段以降には広告宣伝、情報収集・発信業務、(11) 利用統計・事業報告書作成業務、18 ページの指定管理者によるセルフモニタリングなどを記載しております。

最後に 18 ページから 19 ページの (13) に、その他必要な業務について記載をしております。

以上、2 施設の管理運営業務に関する基本仕様書の説明とさせていただきます。

別冊の紙ファイル、**別紙 4**の事業計画確認事項一覧につきましては、先ほど蹉跎・牧野で御説明させていただきましたとおり、申請団体の記載で審議の参考にしていただければと考えております。

(会長) ただいま説明のありました募集要項と基本仕様書、こちらにつきまして委員の皆様から御質問とか御意見ございますか。

基本仕様書の関係法令等の遵守、そこについては個人情報保護法を入れるということで、委員の皆様それでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

ほかに何か御意見、御質問ございませんか。

(意見等なし)

(会長) それでは、ほかに御意見ないようですので、今申し上げた修正でこのとおりというところで決めますので、よろしく願いいたします。

案件 (3) ③指定管理者の選定基準について

(会長) 次に、案件 (3) の③枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者の選定基準についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) **資料 6** 選定基準 (案) につきましては、蹉跎・牧野でも説明させていただきましたが、重複する部分については省略をさせていただきます。

まず、事業計画に関する内容審査、選定基準でございますが、確認事項と記載していますが、多くの項目において募集要項または基本仕様書において、市・教育委員会が事業者

に求めている提案に対して、事業者の方がどう答えるかを確認するといった形をとっております。そのことで、事業者の提案能力を検証するとともに、生涯学習市民センターと図書館という複合施設の運営に民間のノウハウを生かしていきたいと考えています。

なお、提案は両施設の来館者、利用者のサービス向上を目指すもので、両施設の設置目的等を踏まえた、例えば美術用具、画材等の物品販売や、施設や備品の改善、新たな事業実施など、施設の魅力を向上させるもの、そして来館者の増加につながるような企画としております。

逆に、両施設から外部へ出かけていくような活動の提案は求めておりません。小学校のクラスが生涯学習センターや図書館の見学に来るといった依頼に対しましては、積極的な御協力をいただきますので、念のため申し添えておきます。

(会長) 今、御説明がありました選定基準につきまして、委員の皆様御質問、御意見ございますか。

特にないようであれば、原案のとおりということで進めさせていただきます。

(意見なし)

それでは、次の議題にまいります。

案件(4) その他について

(会長) (4) その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) 次回の選定委員会につきましては、本日と同様、蹉跎・牧野の審議に引き続き実施させていただきたいと考えております。また、現地視察につきましても先ほどのとおり実施方法と同様、調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(会長) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

よって、「枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会」を閉会します。

どうもありがとうございました。

【枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会】

(会長) それでは、引き続きまして、枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会を開会します。先ほどと重複する部分は一部省略させていただき、案件(3)の①枚方市立生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況及び施設の概要についてから、審議を行いたいと思います。御了承を願います。

まず、事務局から、配布資料の確認をお願いします。

(事務局) それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

まず最初に、本日の委員会の日程を記したものが1枚ありまして、**資料1**から**資料14**まで、それぞれインデックスで表示しております。その14の次に、**参考資料1**、**参考資料2**が続いております。

資料は以上となります。

案件(3) ①生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況及び施設の概要について

(会長) 次に、案件(3)の①枚方市立生涯学習市民センター・図書館の管理運営状況及び施設の概要についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、**資料3** 枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び津田生涯学習市民センター・津田図書館管理運営状況並びに施設の概要について説明させていただきます。

この資料の7ページの2の施設概要から説明させていただきます。

まず、楠葉施設ですが、市役所北部支所の南側に隣接して昭和57年に開設し、地上3階建て構造で1階が図書館、2階、3階が生涯学習市民センターとなっております。生涯学習市民センターには、他の生涯学習市民センターと同様、定員100人の大集会室や、定員50人の集会室・料理室があり、図書館には書庫を含め蔵書約9万冊ございます。枚方で本格的に公民館建設が始まったその先駆けとなった施設です。

次に津田施設ですが、市役所津田支所の西側に隣接して、平成2年に開設し、地上4階構造で1階が駐車場、2階が図書館、3階、4階が生涯学習市民センターです。生涯学習市民センターには定員200人のホールや集会室・料理室・プレイルーム・図書館には書庫を含めて蔵書10万冊がございます。

次に両施設の平成26年から28年度にかけての利用状況について御説明いたします。

1ページ、①楠葉生涯学習市民センターの直近3カ年の利用率ですが、26年度が63.2%、27年度が57.7%、28年度が61.7%ということで、ほぼ横ばいの状況かと思えます。

②楠葉図書館ですが、開館日数は例年290日前後となっております。また、貸出冊数は施設の改修で長期休館になった26年度を除きますと、例年45万冊から48万冊を貸し出す枚方市立図書館の7カ所の分館の中では最も利用の多い図書館でございます。

3ページ、③津田生涯学習市民センターの直近3カ年の利用率ですが、26年度が58.9%、

27年度が57.1%、28年度が58.0%となっております。

④津田図書館の貸出冊数は、例年で約20万冊ですが、昨年度から今年度にかけて若干ながら増加傾向でございます。貸出延べ人数も増加しております。

5ページ以降に両施設の収支状況については記載しておりますので、あわせて御参照ください。

(会長) ただいまの説明内容につきまして、委員の皆様から何か御質問、御意見ございますか。

(意見等なし)

案件(3) ②指定管理者募集要項と基本仕様書について

(会長) 案件(3)の②枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者募集要項の基本仕様書についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) 枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び津田生涯学習市民センター・津田図書館の募集要項並びに基本仕様書について御説明いたします。

まず、募集要項ですが、指定管理業務の基本的事項である管理の基準や業務の範囲・内容、提案上限額、指定管理者の義務・選定方法を申請団体に示す書類となります。基本仕様書は、両施設の管理運営にあたっての原則的な条件等を記載した書類となります。

本日これらの内容について委員の皆様から御意見いただきまして、市・教育委員会において内容を決定し、公募手続を進めてまいりたいと考えております。

なお、先ほど御審議いただきました4施設と重複する部分につきましては、大変恐縮ですが省略させていただきます。

資料4、枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び津田生涯学習市民センター・津田図書館指定管理者募集要項案に基づき説明させていただきます。

他の4施設と異なる部分といたしまして、3ページの5.施設維持管理業務について説明いたします。

⑦の各種点検業務のうち楠葉施設における下線を付した業務は、現在北部支所、(仮称)市民の健康を支える地域拠点、楠葉なみき小規模保育施設と一体での業務実施としています。平成30年度以降も同様の考えに基づき業務を実施することとし、指定管理者が発注等を行う同業務を実施する事業者に対し、施設所管部署の別に契約をとります。契約支出手続等詳細は別途協議の上決定するものといたします。

8.提案上限額では、指定管理料の上限を5年間総額で10億4,580万1,000円と定めております。

なお、他の4施設と同様、募集に当たっての調査基準価格の設定、これを下回る提案額での申請に対し、提案額の適正なる業務履行が可能か否かについて選定委員会において審議いただくことを記載しております。

提案上限額につきましては、**参考資料1**指定管理料上限額の算定根拠ですが、光熱水費

や図書館の開館時間が 1.5 倍に増加するということを踏まえ、その増分を実績額に割り増ししております。修繕料は両施設の過年度実績を踏まえ、1 年度 250 万円を見込むことといたしました。委託料は平成 30 年度のみ警備委託料を市が支払うことから、その費用分を差し引き算出シートによって算出された総額から差し引きます。

次に人件費ですが、蹉跎・牧野と、それから御殿山・菅原と同様の考えに基づき、それぞれの人数を立てて算出した結果が生涯学習市民センターでは年間 4,305 万 3,000 円、図書館で 4,058 万円となりました。以上を踏まえ、楠葉・津田の 2 施設の 5 年間合計で 10 億 4,580 万 1,000 円の提案にあたっての上限となります。

募集要項、5 ページの 9. 提案に当たっての確認事項は、後ほど選定基準においてご説明させていただきますので、ここでは説明を省略させていただきます。

7 ページの指定管理者に付与する権限ですが、生涯学習市民センター及び図書館の魅力アップに関するための改修・改善提案を求めることについて記載しています。

12 ページ、最下段の募集要項・指定申請書・様式等の配付から、13 ページの 18. 申請書受付のほうで楠葉・津田両施設におけるスケジュールを示しております。

まず、募集要項等の配付は、他の 4 施設と同様 7 月 5 日から 8 月 31 日までとし、現地説明会は 7 月 14 日に実施する予定です。質疑期間は、現地説明会開催日の 7 月 14 日から 20 日までとし、回答の公開については他の 4 施設と同様 7 月 31 日から 8 月 31 日まで、そして申請書受付は 1 日から 31 日までの 1 カ月としております。

16 ページに別表 2. 管理運営状況一覧表では、現行の市直営の人員体制を左列に上げ、右列に指定管理者が実施する管理運営体制を記載しています。この体制については総合窓口を設置しない御殿山・菅原の場合と同様です。指定管理者が配置する職員体制は、右列の上から総括責任者、副総括責任者、生涯学習市民センター所長、図書館長、生涯学習業務リーダー、図書館業務リーダー、生涯学習業務サブリーダー、図書館業務サブリーダー、スタッフについて、それぞれの人数、兼務の可否、それぞれの勤務体制の配置人数を示しています。

また、各従事者に求めている要件等については、基本仕様書において詳細に説明しております。

続きまして、基本仕様書に関する説明をさせていただきます。

資料 5、募集要項と同様、他の 4 施設と重複する箇所、また募集要項と重複する箇所は、説明を省略させていただきます。

8 ページ以降の業務要求事項について、9 ページ (3) 文化学習事業のうち、実施事業の内容につきましては都市機能の整った楠葉と自然環境豊かな津田といった地域特性を生かしたものとすることとしております。

また、10 ページ、実行委員会形式によるセンターまつり事業につきましても、2 日間にわたって開催される楠葉の 5 月祭、津田の津田フェスタとそれぞれの事業に協力をお願いをしています。

また、11 ページの下段、楠葉施設 2 階ロビーには喫茶コーナーや厨房設備がありますので、その活用についての事業提案を求めています。

なお、図書館業務につきましては、他の図書館と同様サービス水準を求めるものです。

12 ページ、図書館サービス業務の③「滞在型図書館」、「課題解決型図書館」の考え方の具体化では、他の 4 館と同様、図書館第 3 次グランドビジョンで示したコンセプトを具体化することを求めています。

続きまして、12 ページ以降、(5) 施設維持管理業務の中では、駐車場、駐輪場の管理に当たって北部支所及び津田支所と連携してトラブルの生じないよう努めることを求めています。防災整備点検や防火管理につきましても同様に支所との連携を求めています。

そのほか、津田のみ楠葉のみといった点検業務が多岐にわたっており、それぞれ列挙しております。

以上、施設の管理運營業務に係る基本仕様書の説明とさせていただきます。

別冊の紙ファイル、**別紙 4** 事業計画確認事項一覧は、先ほど他の 4 施設で御説明させていただきましたとおり、申請団体がみずから記載するものでございまして、審議の御参考にさせていただければと思います。

(会長) ただいま説明がありました、募集要項と基本仕様書につきまして、委員の皆様御質問、お願いします。

(A 委員) 一つ聞きたいのは、積算根拠の上限額のところの人の配置ですよね。現在の人員配置を多分前提にしながら上限額を設定した気がするんですけども、話を聞きながら合理化できないわけでもなさそうなどころがあるように思っていて、ということは積算単価に挙げられた人員配置をしないとうまくないのか、ということは同じサービス、業務、性能が確保できると合理的に説明がつく場合には、人の配置というものは、少ない人数で出してきたときにはこれはとれるのかと。

(事務局) 本市としましては、最低限の配置と考えています。

(A 委員) ここに上げる人は最低の配置、ということは、少なくとも同じようなサービスができるんですけども、これを下回るとだめなの。

(事務局) 仮に誰も来なくても最低限は必要な人数というのはあります。

(A 委員) じゃあその、どういうことかということ、人員配置は考慮する余地があるように思っていて、だからもちろん、指定管理ということで手を挙げていた業者が同じような業務を間違いなくできて、だけど人員配置はこれでなくてもいけると、2 施設一緒ですよ、用途ね。そうすると、人の配置にしても合理化ができない部分がないわけではなからう。現在あと 2 施設載せてますから、だから結局、一番大きなのは人件費ですから、だけどそれなりの能力のある人とか、キャリアのある人が欲しいといったときに、結局はさっきの話もあったんですけど、人の配置のところには手を突っ込まないと、結構難しそうなので、とりあえず積算額は上限が切られてますから、その辺をどう工夫するかということですけども。

(事務局) 委員お示しの件ですが、業務仕様、募集要項でお示ししているのは、確認事項、いわゆる本件を実施していただくための必須事項ということでして、例えばセンターであれば4人以上という配置については、それを達成してくださいと最低限のレベルであると考えています。いわゆる確認事項を達しない場合、失格とする場合もありますので、やはりその部分は、守っていただく必要があります。業務改善等で3人でもいけるよということではなくて、そこは4人でやっていただくと、図書館カウンターについては2人以上の配置、例えばセンターの活動委員会については2人の方がリーダーとサブリーダーが必ず参加する。ここは必須事項、確認事項という考え方をしておりますので、そこは達成していただく必要があります。

(A委員) 図書館というのはもともと人とお金に恵まれたところではないので、アメリカでもカナダでもそうですけども、ボランティアを巻き込みながらやっているというのがあって、それと現在の直営のときの状況をそのまま引きずりながら積算単価の根拠にしながら、しかもそれを守れというのは、相当に今の状況をなぞっていて、人件費が足りないから、そういうことにならざるを得ない。だから、それでいくなら勝手にやられたら、ここで我々が評価すればそれでいいんでしょうけども、生産的なサービスということから考えると、一応の目安ですよというような言い方、多分あってもいいんだろうという気はするんですけども。

(D委員) 行政とか公共施設は、最低限の安全性とかサービスを守るという観点から、最低人数を提示するというのは、本当に必須のところだと私は思います。例えば図書館であっても自動貸出機が設置されるとか、そういう最新のノウハウやITがあればですけど、恐らく昭和50年代に開館されたところにはないし、そういう新しいやり方というのは、一度指定管理者制度を導入されて何期かした上で実現されるものかなと私は思うのですが。

(A委員) 言われるとは思いましたが、アメリカなんかは貸出機がいっぱい出ててね、単価もかなり下がっているというところもあって、人を雇うのがどうかって話ですから、とにかくこれでいきなさいねというのは、それは仕方がないとは思いますが、少なくとも時代に見合った合理的な公的資金の使い方からすると、しかも安くやりたいということですから、少なくとも民間の側に創意工夫というものが出てくるほうが望ましいと思っています、だからさっき言われましたけども、安全とかと言われますけども、今の公共施設は監視カメラ、防犯カメラとかいろんな形でカバーしていて、昔ほど人の張りつき方というのは、違うんだろうと思いますし、例えば空間についてもそうですけど、日本の場合には児童向けのコーナーということは誰でも入れますけども、少なくともアメリカの図書館の場合は児童コーナーが全くフリーに誰でも入って変なおじさんが入ってくるとかじゃなくて、一定のチェックが入ってですね、子どもと保護者だけしか入れないとか、いろんな多分工夫があると思うので、現在の行政でかかっている費用から下げたいというのはわかるんです。そのとき、民間企業が一生懸命工夫をする場合に、人のところでもってこれが根

拠ですよというふうにやられるとすると、相当にきついんだろうと。今話をしましたけども、防犯カメラその他ですね、普通に入ってる自動貸出機、BDSやらついてれば、自動貸出機と返却のところは実は無人でもできる、その気になれば。だから民間企業が人を何人か雇うところを少なくともリースとか何かでもって入れるということになると、それは多分浮いてくる部分。だから、やり方としては積算根拠のときに一定の目安として人の配置をやるのはわかる。だから民間企業のほうが、ここはなくても十分にいけますというような合理的な根拠を示したときには、少なくとも一定の配慮をしてもいいのではないかと個人的には思うんですけど。

(事務局) これらの施設については市の方で運営してきたということであって、例えば生涯学習市民センターの事務所に火災などの監視盤があります。そこで、仮に1人でいけますと、いうことを言われたとしても、例えばその人が窓口に出ていたり、あるいは手洗いに行かれたり、お昼交代、休憩どうするかとか、そういったもの含めて、この間行政が運営してきた中で最低限の体制としては、この人数がないと市民、利用者の安全は守れないという考え方を持っています。防犯カメラをつけているところもちろんあるんですが、カメラをつけたとしても監視する人がいないと、何かあったときにはすぐ走れる人がいないということで、維持管理ができないと考えています。

(A委員) スペースからすればね、例えば水かけ論はやりたくないの、だから合理的な根拠を示されればそうなのかと思うかどうかだけの問題なので。だから、抽象的な議論をいくらしたって水かけ論だから、だから発注側でそうならそれでやられれば結構ですけども、指定管理のほうで入っていく業者のほうからすると、少なくとも一定の創意工夫でもって人件費の節約だけでしかも安全は確保できるというふうなプランが出てきたときに、全然配慮しないのか。

(事務局) それはいいです。我々の職員配置、昼間勤務と夜という形で分かれていますけれども、もちろんフレックスタイムも入れられたりとか、そういうことはありました。

(A委員) これフルタイム換算ですよ。今上げられてる人の話は、フルタイム換算でもってやってるわけだから。

(事務局) 昼の時間帯については、4人以上のスタッフを配置してくださいと、図書館に関していえば正職員の配置を義務づけていると、生涯学習市民センターでは夜間であれば2人以上いれば大丈夫という判断をしているわけです。

(A委員) わかりました。

(会長) ありがとうございます。

ほかに何か御意見、御質問はございますか。

(意見等なし)

(会長) それでは、募集要項と基本仕様書につきましては、先ほど説明がありましたとおりで進めさせていただきます。よろしくお祈りします。

案件（3）③指定管理者の選定基準について

（会長） それでは、次に、案件（3）の③、枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定基準についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

（事務局） 資料6の選定基準（案）、募集要項・仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体を採点いただく際の基準となるものです。詳細については、他の施設と同様ということですので、省略させていただければと思います。

楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び津田生涯学習市民センター・津田図書館の選定基準についての説明とさせていただきます。

（会長） 選定基準につきまして、委員の皆様から何か御意見ございますか。

（意見等なし）

（会長） 特にないようですので、選定基準につきましては、こちらの記載のとおりで選定を行うことといたします。

案件（4）その他について

（会長） それでは、次の議題にまいります。（4）その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

（事務局） 次回の選定委員会でございますが、本日と同様、蹉跎・牧野、御殿山・菅原の審議に引き続きまして実施をさせていただきたいと考えています。

（会長） 以上で、本日の日程全て終了ですが、最後何か日程や今後の進め方について、初めての委員の方もおられると思いますが、何か質問等ございますか。

（「なし」の声あり）

（会長） それでは、本日の日程全て終了いたしました。

よって、枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会を閉会します。

どうもありがとうございました。

（閉会8時35分）